

教科書購入費等給付要綱

(目的)

第1 この要綱は、令和7年大船渡市林野火災（以下「林野火災」という。）により被災した生徒及び保護者等（父母、保護者及び学資を負担している者をいう。以下同じ。）に対し、高等学校における修学の支援を目的として給付する教科書購入費等給付金（以下「給付金」という。）についての申請手続き等について定めるものとする。

(対象者)

第2 給付金の給付の対象となる生徒は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岩手県内の公立高等学校（専攻科及び別科を除く。）又は高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）に在学している者
- (2) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、85,500円未満の世帯である者
- (3) 林野火災により、次に掲げるいずれかの被害を受けた者
 - ア 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下イにおいて同じ。）の全壊又は半壊
 - イ 住居の全焼又は半焼
 - ウ 保護者等の死亡、行方不明、長期入院、勤務先（自営業者にあつては、その業を営む場所）の被災その他これらに類するもの
- (4) いわたの学び希望基金、東日本大震災みやぎ子ども育英基金及び福島県東日本大震災子ども支援基金による奨学金又はこれらと同種の奨学金を受給していない者
- (5) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波によるいわたの学び希望基金教科書購入費等給付金を受給していない者

(給付金の種類及び金額)

第3 給付金は、次に掲げるものについて、その全部又は一部を給付する。

- (1) 教科用図書の購入費
- (2) 高等学校等の入学に要する経費
- (3) 修学旅行費

2 給付金額は、前項第1号については15,000円、同項第2号については250,000円、同項第3号については当該旅行費用（その旅行費用が100,000円を超えるときは、100,000円）とする。

(給付期間)

第4 給付金は、年度ごとに給付決定を行うこととし、第3第1項第1号は年度ごと（同項第2号を給付する年度を除く。）に、同項第2号は入学（転学を含む。）年度に、同項第3号は修学旅行実施学年の年度に給付するものとする。

(給付の制限)

第5 第3第1項第2号及び第3号の給付金は、在学中において1回限りとする。

(給付の申請)

第6 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、給付を受けようとする年度の6月1日から12月末日までの間に、教科書購入費等給付申請書（様式第1号）に第2第2号及び第3号に該当することを証明する書類を添付して、県立高等学校に在籍する生徒にあつては在籍する学校の校長に、県立高等学校以外の学校に在籍する生徒にあつては在籍する学校の校長を経て教

育長に提出しなければならない。

(給付等の決定通知)

第7 教育長又は県立高等学校の校長は、第6の規定による申請に基づき、給付金を給付し、又は給付しないことを決定したときは、当該申請者に対して、教科書購入費等給付（不支給）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、第2第1項の規定の適用については、同項中「在学している者」とあるのは「在学している者若しくは入学が見込まれる者」とする。
- 3 この要綱の施行の日から令和7年12月31日までの間、第2第2項の規定の適用については、同項中「85,500円未満の世帯である者」とあるのは「85,500円未満の世帯（林野火災により家計が急変し（以下「家計急変」という。）、令和7年2月26日以降1年間の収入見込額を基に算定した道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が85,500円未満に相当すると認められる世帯を含む）である者」とする。
- 4 申請者が第6の規定に基づき行った申請（以下「本申請」という。）に対し給付金の給付が決定されるまでの間に申請者よりいわての学び希望基金教科書購入費等給付要綱第6の規定に基づく申請（以下「別申請」という。）があった場合、第7に定める校長又は教育長（以下「校長等」という。）は、別申請に基づく給付金の給付又は不給付が決定されるまでの間、本申請に基づく給付金を給付し、又は給付しないことを決定しないこととする。この場合において、別申請に基づき給付金の給付が決定された場合、校長等は本申請に対し、この要綱に基づく給付金を給付しないことを決定しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。